



PROPレポート

茨城県身体障害者相談員連絡協議会 会報 NO.23



共同募金受益発行

発行／編集 茨城県身体障害者相談員連絡協議会 編集責任者 高野 重彦
〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 TEL 029-241-8295



令和5年度 中央研修会の様子

会長あいさつ



高野重彦会長

新年おめでとうございます。

身体障害者相談員の皆様におかれましては、良き新年をお迎えのことと存じます。

国内の社会経済活動はコロナ前に戻りつつありますが、新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大はまだ心配される状況です。そうした中で、皆様が感染症対策に注力しながらも、引き続き相談員活動に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

昨年は当協議会の事業も、おかげをもちまして4年ぶりに研修会や総会などを対面で開催することができました。特に、地区研修会では参加者が複数のグループに分かれて、日ごろの活動に関する情報交換や課題などの話し合いが行われ、動画配信による研修では体感できない大変有意義な時間が共有できたと感じております。

今年4月には改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。この法律の実行性を高めるためには、心のバリアフリーの理解を深めていくことが必要ですが、相談員の皆さまの活動は、まさにその一翼を担っていると感じております。

今期も新型コロナウイルスをはじめ様々な感染症が心配される中、地球温暖化問題や、物価高騰、世界各地での不安定な国際情勢など様々な社会現象も生じており、皆様の相談対応にも大変さが増していることが懸念されます。皆さまには、どうぞ基本的な感染防止対策をお取りのうえご活躍いただきたいと存じます。

本会の発展と本年が皆さまにとってより良き年でありますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和5年度身体障害者相談員連絡協議会総会を開催

令和5年7月28日(金)、セキショウ・ウェルビーイング福祉会館コミュニティホールにおいて、茨城県身体障害者相談員連絡協議会の総会が開催されました。

高野会長を議長に選出して、令和4年度事業報告及び収支決算の両議案を事務局から説明し、小松崎監事の監査結果報告の後、原案通り承認されました。

次に、令和5年度事業計画及び収支予算の両議案を協議し、原案通り承認されました。

次に、茨城県身体障害者相談員連絡協議会役員(案)について、原案通り承認されました。

身体障害者相談員研修会

令和5年7月28日(金)茨城県総合福祉会館1階コミュニティホールにて茨城県身体障害者相談員中央研修会が開催され、85名の方々(内身体障害者相談員60名)が参加されました。

研修に先立ち、茨身連 荻津和良会長から、久しぶりに対面での開催となることや、講師をお願いしている崔氏から我が国の障害者福祉の動向についてお話しをいただくことで、身体障害者相談員の皆さんにとって有意義なものとなることを期待する旨のあいさつがありました。

続いて、茨城県福祉部障害福祉課 森田 教司課長から、県では昨年3月に「第2次茨城県総合計画」を策定し、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて「障害者の自立と社会参加の促進」、「障害者の就労機会の拡大」に取り組んでおり、障害者の地域生活を支えるには相談員の方々には今後もなお一層の支援・協力をお願いしたいとのあいさつがありました。

中央研修会

特定非営利活動法人DPI日本会議議長補佐 **さい たかのり 崔 栄繁 氏**



中央研修会 崔氏

障害者権利条約と対日審査(総括所見)

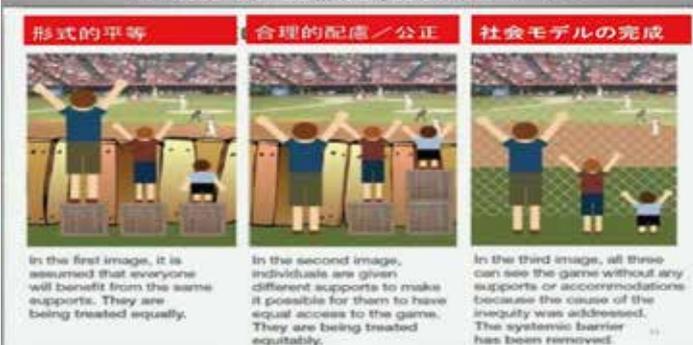
国連の人権条約の一つである「障害者権利条約」について、我が国における批准(加盟)や取り組み、その取り組みに対して行われた国連による審査(対日審査)の結果について解説がありました。

そして、「障害者の権利の理解のための基礎的概念」の説明や、具体例を示しながら「障害者差別解消法の動向」の講義がありました。



中央研修会の様子

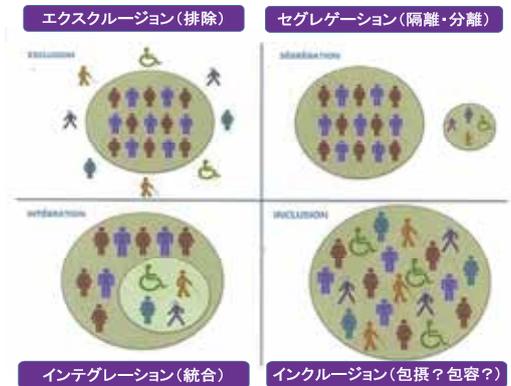
合理的配慮と社会モデル



【差別禁止】差別はしてはいけないこと、合理的配慮は思いやりではないこと、建設的対話によって権利保障を進めること

【社会モデル】障害者が社会参加の上で何か「できない」ことを個人の障害のせいにはせず、周りの環境を変えることをまず考えること

インクルージョン



LES AVIS DU CONSEIL ECONOMIQUE, SOCIAL ET ENVIRONNEMENTAL. Merci accompagner et inclure les personnes en situation de handicap, une défiance nécessaire (2014, p24)の図を基に一本橋子作成(2015, 9, 20)

【インクルージョン】健常者から分離された環境は、差別や権利侵害になりうることで、障害者の権利を守ることはすべての人の利益になりうることで



地区研修会 グループに分かれての情報・意見交換会



地区研修会 高野会長

令和5年9月1日(金)にセキショウ・ウェルビーイング福祉会館 4階大研修室にて茨城県身体障害相談員 県北・県央・鹿行地区研修会が開催され、37名の方々(内 身体障害者相談員23名)が参加されました。

令和5年9月20日(水)には県西生涯学習センター 1階 多目的ホールにて茨城県身体障害相談員 県南・県西相談員地区研修会が開催され、42名の方々(内 身体障害者相談員31名)が参加されました。

研修は7~9名のグループに分かれて「情報・意見交換会」の形式で行い、これまで経験された相談事例や情報などについて互いに発表し、その対応などについて意見交換をしました。

参加者からは次のような意見がありました。

<県北・県央・鹿行地区>

就労の相談で収入の話になり、生活福祉資金の説明をするのは大変なので、市町村社協の窓口を紹介、もしくは一緒に行くことが必要なのではないかといった意見、相談体制について市によっては月に3回、市町村社協と一緒に相談窓口を設置しているところがある、一方相談員の存在を知られていない市町村もある、市役所の広報紙に相談員の連絡先などを載せた時は相談が来るが、数年経つと相談が減ってしまい、PRが大切だと感じる、などの意見がありました。



地区研修会の様子 <県北・県央・鹿行地区>

<県南・県西地区>

相談者の解決できない悩みに対してお話を聞いてもらって満足して帰る方もいる、解決が前提ではなく、まず話を聞いた上でどのように解決していくかを行政や施設に相談しながら進めていくことが大切である、精神障害者の悩みが近年増加していることに対し、市が独自に精神障害相談員を設け、相談業務にあたっているところがある、などの発表がありました。



地区研修会の様子 <県南・県西地区>

<アンケートの結果>

- ・他市町村の話を知ることができたので、その意見を活用していきたい
 - ・他市町村の取り組みや、具体的な事例を知ることができて良かった
 - ・福祉課担当者や、相談者のクッション役が大切だと感じた
 - ・事前にテーマ(話し合うこと)を教えられると、調査・発表しやすいと感じた
- といった、ご意見をいただきました。



日身連関東甲信越静ブロック身体障害者相談員研修会

今年度は、公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会の主催で、9月27日(水)に群馬県社会福祉総合センター 大ホールにて開催されました。

群馬県内の相談員は会場に、群馬県以外の都県市の参加者はL I V Eでの動画視聴の参加となりました。

研修会では、日身連身体障害者相談員全国連絡協議会理事の埼玉県身体障害者福祉協会 種村会長、主催者の群馬県身体障害者福祉団体連合会 杉田会長、来賓の群馬県健康福祉部障害政策課 齊藤課長から挨拶がありました。

続いて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 福祉用具支給調整官/障害者支援機器係長 田中匡様から、「補装具費支給制度等の動向について」をテーマに講演がありました。

(講演の内容)

- 我が国における障害者の動向について
- 補装具と日常生活用具の違いや、補装具費の支給の仕組み、支給決定される補装具の個数・耐用年数・差額自己負担等について
- 我が国の高齢者人口の割合や、社会保障給付費、補装具費予算額の推移など障害保健福祉を取り巻く課題について



日身連関プロ相談員研修会



日身連関プロ相談員研修会の様子

要 望 活 動

令和6年度の県予算編成に対し、「十分な身体障害者相談員の人数を確保するよう市町村に助言し、住む地域によって身体に障害のある方が受けられるサービスに地域間格差が生じないように」との要望を、令和5年10月に県域福祉関係団体で構成する県社会福祉予算対策委員会を通じて茨城県知事に提出しました。

また、いばらき自民党にも同様の県政要望を行いました。

令和5年度 障害者福祉団体リーダー研修会のご案内

茨城県障害者社会参加推進センターでは、障害者福祉団体リーダー研修会を、次のとおり開催します。

日時：令和6年2月16日(金) 13時30分～16時(受付12時30分～)

場所：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 1階 コミュニティホール

対象者：茨城県障害者社会参加推進協議会加盟の障害者団体及び市町村からの推薦のあった障害者福祉団体のリーダー(候補者等含む)並びに市町村関係者

研修内容(仮題)

- ・ 障害者年金制度に関する講義
- ・ 障害者の社会参加と公共のトイレ事情に関する講義

改正障害者差別解消法

2024年4月 改正障害者差別解消法の施行・改正基本方針の適用

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)を実現するため、「障害者差別解消法」を定めています。

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることとなります。

	行政機関等	事業者
合理的配慮の提供	義務	努力義務 → 令和6年4月1日から義務

「合理的配慮」の具体例



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する



障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。事業者は、主な障害特性や合理的配慮の具体例などを予め確認した上で、個々の場面で柔軟に対応を検討することが求められます。



令和5年度茨城県身体障害者相談員連絡協議会会員数

市町村名	会員数	市町村名	会員数	市町村名	会員数
1 水戸市	4	16 つくば市	2	31 つくばみらい市	2
2 日立市	4	17 ひたちなか市	2	32 小美玉市	2
3 土浦市	3	18 鹿嶋市	2	33 茨城町	2
4 古河市	5	19 潮来市	4	34 大洗町	1
5 石岡市	5	20 守谷市	2	35 城里町	2
6 結城市	2	21 常陸大宮市	3	36 東海村	0
7 龍ヶ崎市	3	22 那珂市	4	37 大子町	2
8 下妻市	4	23 筑西市	0	38 美浦村	1
9 常総市	4	24 坂東市	4	39 阿見町	1
10 常陸太田市	1	25 稲敷市	1	40 河内町	0
11 高萩市	1	26 かすみがうら市	3	41 八千代町	1
12 北茨城市	1	27 桜川市	3	42 五霞町	1
13 笠間市	1	28 神栖市	4	43 境町	1
14 取手市	3	29 行方市	3	44 利根町	1
15 牛久市	0	30 鉾田市	4	市町村計	99

会費納入のお願い

当協議会は、茨城県内のすべての身体障害者相談員を会員として、相談員の資質の向上と相互の連携を強化し、相談業務の充実を図る趣旨で設立した団体です。

会員の皆さまからいただいた会費は、組織の運営ばかりでなく、研修会の開催費用等として有効に使わせていただいているところです。

これら当会の設立の趣旨や活動等をご理解いただき、まだ会費を納められていない方は、会費(1,000円/年)を納入していただきますようお願いいたします。

◆ 編集後記 ◆

今年は久しぶりに会場で研修会を開催することが出来ました。参加者からは、対面での講演や、相談員さん同士の再会ができ楽しい時間だったとのご意見もいただきました。お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。